



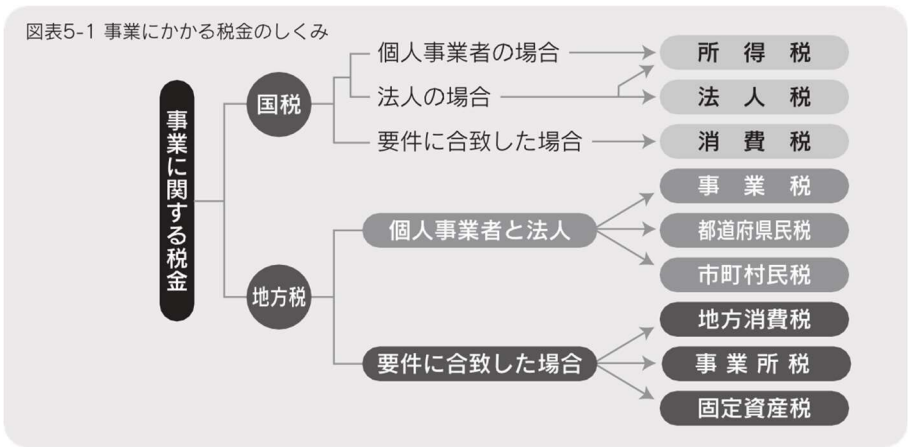
1. 税金のしくみ

事業を始めると、経営者は法律の定めにより、事業に関する届出書や確定申告をしなければなりません。確定申告によって税金が計算されます。

節税の第一歩は、税金の計算過程でどんな選択肢があり、そのための手続きをどうするかを知ることです。

このパートでは、適切な選択・手続きができるように具体例を挙げて解説していきます。まず、消費税等以外の税金について説明していきます。説明の中であげる税率・金額等は、令和 4 年 4 月 1 現在有効の法令によるものです。

事業にかかる税金の種類は、大きく国税と地方税に分類されます。



2. 確定申告

経営者は、事業年度ごとに、定められた期限までに定められた書式による確定申告書を提出して、それに記載された税金を納付しなければなりません。事業を続ける限り、この手続きが必要不可欠です。これが確定申告といわれるものです。この手続きを順に説明しましょう。

まず、企業会計原則に基づいて決算書を作成します。税法ではいくつかの事項について、課税の公平性を保つため、制約を設けていますので、決算書の利益に調整を加えて確定申告書を作成します。

図表 5 - 2 確定申告



(1) 事業年度について

事業年度と会計期間は一致していなければなりません。なぜなら、確定申告書を作成するための事業年度が会計期間と違う場合、決算書を二度作成しなければならなくなり、事務手続きが煩雑になってしまうからです。個人事業者の場合、事業年度は毎年1月1日から12月31日までです。

一方、法人の場合、事業年度は定款に定められている営業年度（会計期間）が事業年度です。設立年度は、その設立の日から営業年度末日までの期間が事業年度になります。

(2) 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の取得に要した費用を期間配分することを言います。事業を行うための固定資産には、建物・機械・車両運搬具・器具備品などがあります。

税法では、減価償却資産であっても、その取得にかかった金額が30万円未満（但し、令和6年3月31日迄に取得した。）の場合は取得時に全額経費として処理することを認めていますので、一般には30万円以上の減価償却資産を取得した場合に減価償却を行うことになります。（貸付け用に供されたものを除く。但し貸付業者はこれから除外される）

一般的な減価償却方法として定額法と定率法があります。事業の実態にあった方法と税法上の方法（法定償却方法）が一致しない場合は、届出書の提出により実態に合った方法を選択することができます。（法人の場合は、届出書を提出しなくても、その差異を申告書上で修正できます。）

法定償却方法は図表5-3のとおりです。

定額法とは、期間配分する金額が毎期一定額の方法です。定率法とは、期間配分する金額は未償却残高に一定率を乗じて計算するため、初期は定額法に比べると多額となり、経過するにしたがって通減します。

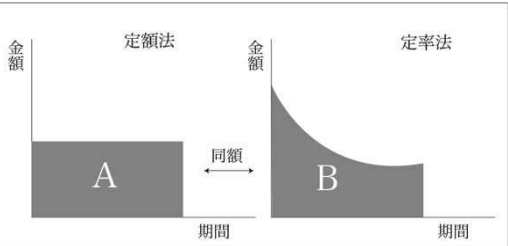
さらに、耐用年数もそれぞれ資産に応じて定められていますので、任意の期間で処理することはできません。

減価償却費の総合計額は耐用年数経過後では、どちらの方法を選択適用しても同額ですが、実際の使用可能期間が耐用年数より短い場合などは、定率法のほうが実態にあっていると言えます。

図表 5 - 3 個人事業者と法人の法定償却方法

資産の種類	〈個人事業者〉	〈法 人〉
建 物	定額法	定額法（変更不可）
構築物・建物付属設備	定額法	定額法（平成28年3月31日以前取得除く）
機 械	定額法	定率法
車両運搬具	定額法	定率法
器具備品	定額法	定率法

図表 5 - 4 定額法と定率法のイメージ図



●少額減価償却資産の即時償却

平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

ただし、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円（事業年度が1年に満たない場合には300万円を12で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）を超えるとときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。

取得価額	全額経費算入	通常償却	3年間の一括償却	即時償却
10万円未満	○	◎	○	
10万円以上20万円未満	×	◎	○	◎
20万円以上30万円未満	×	◎	×	◎

※◎は、償却資産税の対象となります。

（3）棚卸資産の評価方法

棚卸資産とは、売上高に対応する売上原価は、期首棚卸高に当期仕入高を加え、これから期末棚卸高を控除して求めるもので、この控除した期末棚卸高を貸借対照表に資産計上するものをいいます。原則的には、最後に仕入れた単価を期末数量の残に乗じて期末残高を算出します。（最終仕入原価法）。

1個ごとに仕入金額を確認して集計することは実務上無理がありますから、商品の種類ごとの個数を把握することによって簡便的に評価する方法（先入先出法、後入先出法、平均原価法）や、商品の性質に応じた方法（売価還元原価法）などの評価方法を選ぶ必要があります。

減価償却同様、税法ではその方法についても定めており、異なる方法を選択する場合は、届出書を提出する必要があります。

図表 5 - 5 棚卸資産の評価方法

企業会計上選択できる評価方法	法定評価方法
先入先出法	最終仕入原価法により算出した 取得価額により算出した原価法 （通称：最終仕入原価法）
後入先出法	
平均原価法	
売価還元原価法 など	

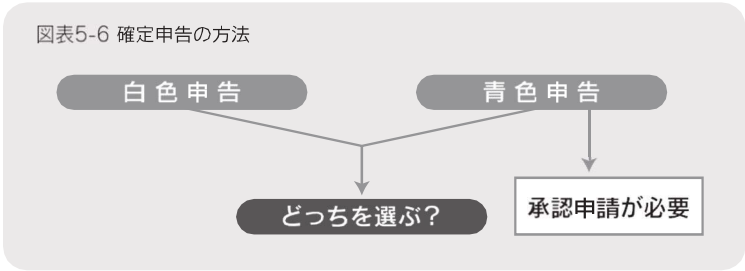
また、棚卸資産として、建設業やサービス業の場合は、未完成工事支出金や仕掛品があります。この場合の評価方法は、翌期以降の売上高に対する原価を集計しますので、評価方法の選択ではありません。

(4) 確定申告の方法

確定申告には、白色申告と青色申告があります。

青色申告は、経営者が申請して初めて認められるものです。ですから、申請しない場合は白色申告となります。青色申告申請のための条件は、簡単に言えば「きちんと正しく帳簿をつけて下さい」ということです。

青色申告の場合、税金の計算についてさまざまな特典が認められています。個人事業者と法人ではその特典に違いがありますので、まず個人事業者の場合を説明しましょう。



●個人事業者の場合の青色申告は

特典は40種類以上あります。その中からおもな7項目を取り上げて白色申告と比較すると、以下の表のようになります。

図表5-7 青色申告と白色申告の違い

項目 \ 申告の種類	青色申告の場合	白色申告の場合
①棚卸資産の評価方法	低価法の選択可能	低価法の選択不可
②貸倒引当金	経費として算入可	適用不可
③減価償却の特例	特別償却適用可	適用不可
④専従者給与	経費として算入可	限度額あり、超過額不可
⑤青色申告特別控除	最高65万円の控除あり	控除なし
⑥純損失の繰越控除	翌年以降3年間繰越可	純損失のうち、被災資産にかかる損失のみ可
⑦推計課税の禁止	帳簿調査に基づかない 推計課税による更正はない	推計課税の可能性あり

よく青色申告はごまかしがきかないという人がいますが、白色申告でもごまかしはききません。何より、会計は申告のためだけにあるものではありません。以前は手作業によるためにかなり労力を要しましたが、コンピュータの発達により、帳簿の作業は仕訳を入力するだけで簡単にできるようになりました。どちらを選択するかは経営者の判断ですが、節税を考えるなら青色申告の方が断然有利です。

※65万控除を受けるためには、令和4年分以降はその年分の事業における仕訳帳および総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備え付けおよび保存を行い、一定事項を記載した届出を提出する必要があります。

●法人の場合の青色申告は

法人の青色申告の特典は60種類以上あり、個人事業者より多くなっています。個人事業者の青色申告の特典と比べた場合の大きな違いは、次の2点です。

- ① 法人は青色申告の特別控除がない
- ② 欠損金の繰越控除期間が個人事業者より長い10年である

●税務申告・納税等のスケジュール 法人は3月決算会社のケースです。

月	区分	手続の内容	期限
1月	税務 (共通)	給料等の源泉所得税・納期特例(7月から12月分)の納付	1月20日
		支払調書(法定調書)と合計表の提出	1月31日
		給与支払報告書の提出	
		償却資産に関する申告書の提出	
3月	税務 (個人)	所得税の確定申告書の提出・税額の納付 (振替納税の場合は4月に口座引落)	3月15日
		消費税の課税事業者は、消費税の確定申告書の提出・納税の納付 (振替納税の場合は4月に口座引落)	3月31日
5月	税務 (法人)	法人税、地方法人税、県民税、事業税・地方法人特別税、 市民税の確定申告書の提出、税額の納付	原則、決算日 から 2か月以内
		消費税の課税事業者は、消費税及び地方消費税の確定申告書 の提出、税額の納付	
6月	給与	新年度の住民税特別徴収税額で給与計算(翌年5月まで)	—
7月	税務 (共通)	給料等の源泉所得税・納期特例(1月から6月分)の納付	7月10日
	給与	労働保険(労災・雇用保険)の申告・納付	
		社会保険(健保・厚生年金)の算定基礎届の提出	
9月	給与	社会保険料について、新年度の徴収額で給与計算	—
11月	税務 (法人)	法人税、県民税、事業税・地方法人特別税※、市民税 の予定(中間)申告書の提出、税額の納付	原則、中間 (6か月)から 2か月以内
12月	給与	給与所得者の年末調整、社員へ源泉徴収票の交付	年内を目途
	税務 (共通)	支払調書の作成、源泉所得税対象の報酬の受領者等へ 支払調書の交付	翌年1月中 を目途

- ・税務申告及び納付期限が休日の時は翌営業日となります(届け出書は期日通りです)。
- ・毎月10日は給料等の源泉所得税及び住民税特別徴収税額の納付期日です(納期特例を除く)。
- ・源泉所得税の特例適用の納期限は滞納がないことが条件です。

●欠損金の繰戻還付

青色申告所を提出する法人である中小企業者の欠損金額について、前一年間の繰越還付が認められます。

(5) 税金計算のしくみ

税金はそれぞれの種類ごとに計算して申告書を作成するのが原則です。税金の計算はまず国税からおこないます。

国税は、個人事業者の場合は所得税法の規定により、法人の場合は法人税法の規定によりその計算方法が定められています。地方税は、地方税法によりその計算方法が定められています。

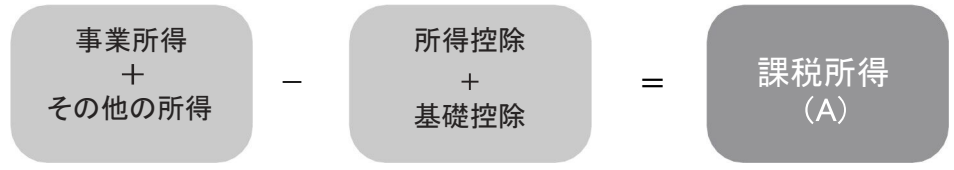
●個人事業者の税金計算方法とは

個人事業者の税金は、国税の所得税と地方税の事業税・住民税です。

①所得税の計算方法

《課税所得の計算方法》

図表 5 - 8 計算式

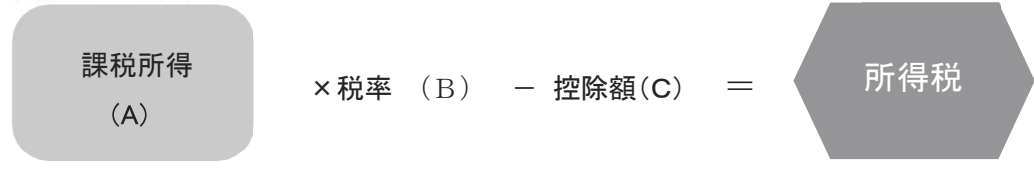


税率を乗ずる課税所得の計算は、事業所得だけでなくその個人に属するすべての所得を合算します。確定申告書に記載する所得は、その収入がどのようにして得られたか、原資によって10種類に区分され、その区分ごとに所得金額を計算します。

そしてその合計額から所得控除と基礎控除を差し引いた金額を課税所得として、それに税率を乗じて所得税を計算します。所得控除とは所得から差し引かれるもので、社会保険料控除など15種類あります。基礎控除の金額は、所得に応じて異なり、最大48万円です。

《所得税の計算方法》

図表 5 - 9 計算式



税率は課税所得によって変わります

図表 5 - 1 0 税率表（平成 2 7 年分以降）

課税される所得金額(千円未満切捨て)	税率	控除額
～ 1 9 5 万円以下	5%	0円
1 9 5 万円を超え ～ 3 3 0 万円以下	10%	97,500円
3 3 0 万円を超え ～ 6 9 5 万円以下	20%	427,500円
6 9 5 万円を超え ～ 9 0 0 万円以下	23%	636,000円
9 0 0 万円を超え ～ 1 8 0 0 万円以下	33%	1,536,000円
1 8 0 0 万円を超え ～ 4 0 0 0 万円以下	40%	2,796,000円
4 0 0 0 万円超	45%	4,796,000円

※令和 1 9 年まで「復興特別所得税」として別途 2 . 1 % が課されます

② 地方税の計算方法

地方税である事業税・住民税（都道府県民税・市区町村民税）の申告は、所得税の確定申告書を提出することで省略することができます。所得税の確定申告書に地方税に関する事項の記載欄がありますので、該当事項がある場合はその欄に記載します。

《事業税の計算方法》

$$(\text{事業所得} + \text{青色申告特別控除} - \text{欠損金の繰越控除} - 290\text{万円}) \times \text{税率} = \text{事業税}$$

- ・税率は、事業税の種類によって違います。最高税率は 5 % です。
- ・事業主控除として 2 9 0 万円が認められます。
- ・青色申告の場合は、事業上のすべての欠損金の繰越控除が認められます。
- ・白色申告は、事業用資産の被災によって生じた欠損金の繰越だけ認められます。

《住民税（都道府県民税・市区町村民税）の計算方法》

住民税は、都道府県民税と区市町村民税の合計額です。

都道府県民税	所得割額（A） + 均等割額（B）
区市町村民税	所得割額（A） + 均等割額（B）

$$\begin{aligned} & A \text{ (所得金額} - \text{所得控除} - \text{基礎控除)} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{所得割額} \\ & B \text{ 均等割額} \end{aligned}$$

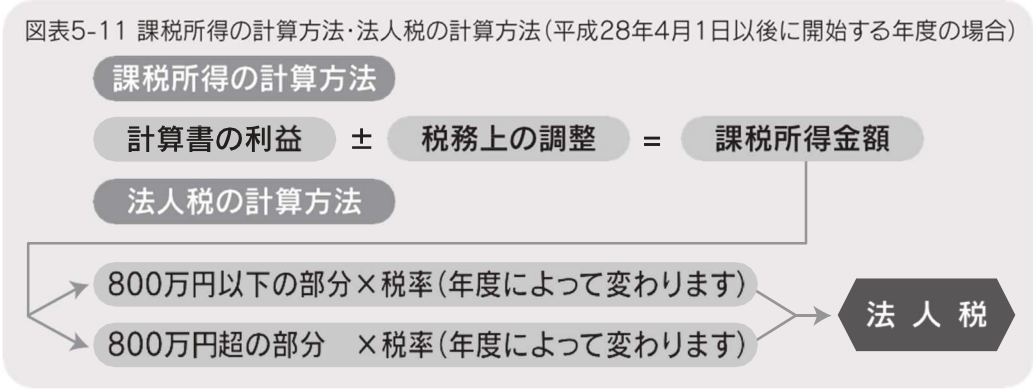
都道府県民税と市区町村民税の所得割の税率は金額によって異なるため、別々に計算します。所得金額は、所得税の確定申告に記載された所得金額を基礎としますが、所得控除は、金額が所得税とは異なります。基礎控除は所得に応じて異なり、最大 4 3 万円です。

●法人税の税金計算方法とは

法人の税金は、国税の法人税と地方税の事業税・住民税（都道府県民税・市町村民税）です。一定の要件に該当する場合の事業所税などの地方税については説明を省略します。

○法人税の計算方法（平成31年4月1日以後に開始する年度の場合）

資本金1億円以下の法人は、次の図表5-11のとおり



図表 5 - 1 2 法人税の税率表

法人の種類		課税所得金額	税率
			H31、4.1以降 開始事業年度
普通法人	資本金が1億円を超える法人	課税所得金額の全額	23.2%
	資本金が1億円以下の法人 (中小法人)	課税所得金額の年800万円以下の部分	15%
		課税所得金額の年800万円超の部分	23.2%

(6) 申告の期限と提出先

確定申告書の申告期限と税金の納付期限は同一の日です。その期限に該当する日が祝日・土・日にあたる場合は翌営業日となります。期限までに申告・納付しない場合は、無申告加算税や延滞税というペナルティが課せられますので、注意しましょう。

提出先は、国税については納税地を管轄する税務署、地方税については納税地を管轄する都道府県税事務所と市区町村役場です。

●個人事業者は、翌年の3月15日までに

納税地は個人事業者の住所となります。

住所と事業所の住所が異なる場合は、届出により事業所の住所とすることもできます。



個人事業者には、口座振替による納付が認められています。この振替納税の場合は、引落日が3月15日ではなく、約1カ月後となります。

また地方税は、所得税の確定申告をすれば、後日それをもとに、事業税は都道府県税事務所から住民税は市区町村役場から納付書が送られてきますので、その納付書に記載されている期限までに納付することになります。

事業税は2回に分けて8月および11月までに納付し、住民税は4回に分けて6月、8月、10月、翌年1月までに納付するのが一般的です。

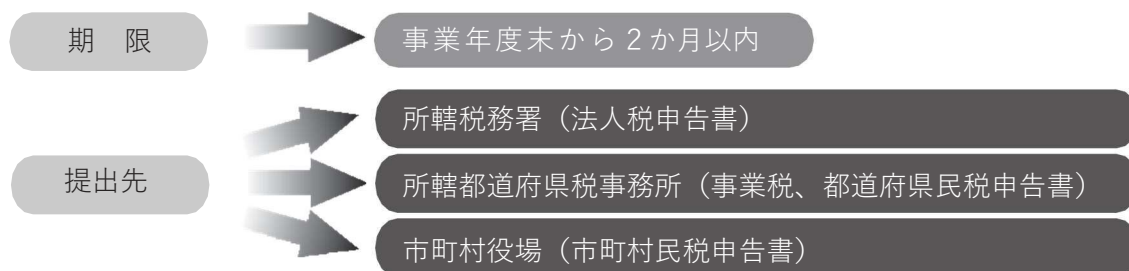
なお、申告額が15万円以上の場合は、予定納税があります。申告額の3分の1の税額を7月と11月に納め、その納めた税額は、確定申告の際に控除されます。

●法人の場合は、年度末から2か月以内に

法人の納税地は本店の所在地となります。

個人事業者とは異なり、法人には振替納税は認められていません。

地方税の申告は、本社だけの場合、その納税地を所轄する都道府県事務所と市町村役場の2件ですが、本社の納税地の管轄外に支店・営業所・事務所などを有している場合は、その支店等を管轄する都道府県事務所と市町村役場にも提出が必要です。



法人税額が20万円を超える場合、中間申告が必要です。

期首から6か月を半期として、半期末から2か月以内に申告・納付をします。

前期実績によるとすると、その2分の1の税額となります。

（7）電子申告・電子納税

e-Taxを利用できるのは、国税に関する申告、納税及び申請・届出等の各手続で、具体的には、次のとおりです。

- ・申告……所得税、法人税及び消費税（地方消費税を含みます。）に係る申告
- ・納税……全税目に係る納税（源泉所得税の納付や納税証明書の発行のための手数料納付を含みます。）
- ・申請、届出等……青色申告の承認申請、納税地の異動届及び納税証明書の交付請求等の申請・届出等

なお、利用者の選択により、申告、納税及び申請・届出等のすべてを利用することや申告手続のみなど一部についても利用することができます。

e-Taxを利用できるのは、所得税、法人税及び消費税に係る申告、全税目に係る納税、青色申告の承認申請、納税地の異動届及び納税証明書の交付請求など、税法に規定されている申請・届出等の手続を行う納税者で、インターネットを利用できる環境を有しており、かつ、電子署名用の電子証明書を保有している方です。

また、税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う専門家もe-Taxを利用することができます。

なお、申告所得税、法人税及び消費税の電子納税のみを利用する場合については、電子署名用の電子証明書やインターネットを利用できる環境がなくても利用できる簡便な手続（特定納税専用手続）があります。

3. 給与支払にともなう税務手続き

事業者が人を雇って給料を支払う場合、その支払のたびに給料の額に応じた所得税を天引きし、それを納付しなければなりません。

この手続を源泉徴収といい、給料から天引きする所得税を源泉所得税といいます。

これからの説明は、給料の支払形態が月給であることを前提とします。

(1) 源泉所得税額の決定

「給与所得の源泉徴収税額表」から源泉所得税を決定します。

表は甲欄、乙欄に分かれています。「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がある場合は甲欄の税額を適用し、提出がない場合は乙欄となります。

なお、税額表や申告書は国税庁のホームページから入手することもできます。



(2) 源泉所得税の納付方法

所得税徴収高計算書（税務署にあります）を作成し、そのまま納付書として使用します。

原則として、源泉所得税は給与を支払った月の翌月の10日までに納めます。たとえば3月分の給料を4月10日に支払った場合、3月分の源泉税は5月10日までに納付することになります。ただし、従業員が10人未満の場合は、申請することにより、年2回の分納にすることができます。

1月から6月支払分 → 翌月7月10日

7月から12月支払分 → 翌月1月20日

(3) 年末調整について

源泉徴収義務者は、年末調整をしなければなりません。

年末調整とは、一定の要件に該当する従業員の1年分の源泉所得税の過不足を年末に精算することをいいます。年末調整によって所得税が確定・精算され、従業員本人の確定申告は不要となります。

年末調整の手続については毎年11月頃に税務署主催による説明会が開催されます。

(4) 源泉徴収票の交付

経営者は、従業員に対してその年に支払った給与の総額、源泉所得税などを記載した源泉徴収票を作成し、交付しなければなりません。通常は年末調整後になりますが、中途退職者の場合は、本人が確定申告や新しい勤務先で年末調整をして精算できるように退職後速やかに交付しましょう。

(5) 報酬等にかかる源泉所得税

源泉徴収義務者である経営者は、税理士・社会保険労務士・司法書士・弁護士・タレントなどに報酬を支払う際は、その報酬の額に応じて、源泉所得税を徴収して給料の源泉所得税といっしょに納付する必要があります。

4. その他

(1) 消費税について

消費税については、国税庁が「消費税のあらまし」を作成しネット公開もしていますので、本書では説明を割愛しています。

消費税については、売上額が一定規模に達しないうちは（注1）、創業前あるいは創業後すぐに手続きが必要ということにはなりません。

ただし事業を続けていく限り把握しておかなければならないこととし、資本金1,000万円以上の場合、消費税の還付を受ける場合など、手続きが必要になることもありますので、十分理解しておかなければなりません。

最新の情報と自社とのかかわりについて関心を絶やさず、的確な対応をしてください。

アドバイスが必要な場合は、名古屋市新事業支援センターにご相談いただければ、専門のマネージャーが会社の状況をお聞きして、それに応じた消費税との関連を助言させていただきます。ご相談は、所定の様式（注2）により「窓口相談」をご予約ください。

注1：現制度では、その課税期間の基準期間（前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます。この事業者を「免税事業者」といいます。

注2：様式は、「名古屋市新事業支援センター 窓口相談」でネット検索していただくか、電話でご依頼いただければファックスでお送りします。

また、その課税期間の基準期間における課税売上高が1000万円以下であっても、特定期間※における課税売上高が1000万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者となります。なお、特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与支払額の合計額により判定することもできます。

※特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として前事業年度開始の以後6ヶ月の期間をいいます。

(2) インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。詳細は、国税庁のホームページに「インボイス制度の概要」があるため割愛しますが概要のみこちらでは説明します。

創業間もない場合は免税事業者になりますが、事業実態に合わせてインボイス発行事業者の登録を受けるかを検討しましょう。

・登録を受けるかのポイント

売上先からインボイスの交付を求められるか

登録を受けた場合と受けなかった場合の違いを確認しましょう。

□登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です

□登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）。

□必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます。

登録を受けるかどうかは事業者の任意です。登録を受けるか検討していきましょう。

※インボイス登録事業者でなかったとしても消費税課税事業者となる場合もありますのでご注意ください。